静岡県告示第532号

林業関係事業補助金交付要綱(昭和55年静岡県告示第16号)の一部を次のように改正する。 令和4年7月22日

静岡県知事 川勝平太

別表25の項中「林業成長産業化総合対策実施要綱(平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次 官依命通知)別記1の別表1」を「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成 30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)別表1」に、

> が林野庁長官と協 議して認めるもの

> に限る。) が事業細

目の欄に掲げる5

の事業を行うのに

要する経費

5 林業経営体育成対策 (林業機械リース支援) 3 リース物件価格 (消費税及び地方消費税を除く。以下この頃において同じ。) にリース期間

(事業実施主体 がリース物件を 借り受ける日か ら当該リース期 間の満了予定365 で除して得た数

で除して得た数 の小数第3位を 四捨五入して得 た数をいう。)を 法定耐用年数を 除して得た数を

乗じて得た額と リース物件価格 から残存価格 (消費税及び地

方消費税を除く。)を減じて得

た額とを比較していずれか少ない額(以下この項において「事業費」という。)

(導入する機械 がスイングヤー ダ、ロングリー チハーベスタ、

ロングリーチグ ラツプル及びタ

の3分の1以内

ワーヤーダの場 合にあつては、 事業費の10分の 4以内、森林施

成対策事業実施 要領(平成28年 4月1日付け27 林政経第301号林

業プランナー育

野庁長官通知) に基づき、施業 集約化に取り組 む能力・体制を

む能力・体制を 有するとして実 事業細目の新 設又は廃止

を

3 林業経営体(選 5 マーケティング力あ 3 事業費の2分 事業費の増額 事業細目の新 又は30パーセ 定経営体を除く。) る林業担い手の育成 の1以内 設又は廃止 が事業細目の欄に (労働安全の確保) ントを超える 減額 掲げる5の事業を 行うのに要する経 4 市町、森林整備 6 林業経営体育成対策 4 リース物件価 事業細目の新 (林業機械リース支 格(消費税及び 設又は廃止 法人等、選定経営 体及び再貸付けを 地方消費税を除 実施する団体(林 く。以下この項 において同じ。) 業労働力の確保の 促進に関する法律 にリース期間 第11条に基づく林 (事業実施主体 業労働力確保支援 がリース物件を センター、森林組 借り受ける日か 合連合会及び知事 ら当該リース期 が林野庁長官と協 間の満了予定日 議して認めるもの までの日数を365 に限る。) が事業細 で除して得た数 目の欄に掲げる6 の小数第3位を の事業を行うのに 四捨五入して得 要する経費 た数をいう。)を 法定耐用年数で 除して得た数を 乗じて得た額と リース物件価格 から残存価格 (消費税及び地 方消費税を除 く。)を減じて得 た額とを比較し ていずれか少な い額(以下この

項において「事 業費」という。) の3分の1以内 (導入する機械 が林業用四輪駆 動ダンプトラッ クの場合にあつ ては、事業費の 4分の1以内、 スイングヤー ダ、ロングリー チハーベスタ、 ロングリーチグ ラップル及びタ ワーヤーダ並び に架線式グラッ プルと油圧集材 機とを組み合わ せたシステムの 場合にあつて は、事業費の10 分の4以内、森 林施業プランナ 一育成対策事業 実施要領(平成 28年4月1日付 け27林政経第301 号林野庁長官通 知) に基づき、 施業集約化に取 り組む能力・体 制を有するとし て実践体制評価 を受け認定され ているものであ つて、年間5,000 m³以上の素材生 産実績があり、 機械の導入の翌 年度から起算し て5年目までに 9,000㎡以上の素 材生産量を達成 でき、かつ、静 岡県経済産業ビ ジョンに記載さ れている木材生 産の労働生産性 の目標値の1.5倍 の生産性を達成 できるものにあ つては、事業費 の2分の1以 内)

に改め、

同表28の項中「林業イノベーション推進事業」を「森林・林業イノベーション推進事業」に改める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。